

佐野市災害ボランティア活動推進条例

(目的)

第1条 この条例は、災害ボランティア活動の推進に関する基本理念を明らかにするとともに、市の責務、市民の理解等、事業者の協力その他の災害ボランティア活動の推進に関する基本的な事項を定めることにより、市、災害ボランティア団体等、災害ボランティアセンター及び関係行政機関その他の関係機関の連携協力の下、災害ボランティア活動を迅速かつ円滑に行い、災害の被災者への支援を推進し、もって安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害ボランティア活動 災害の被災者を支援するためのボランティア活動及び当該ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるためのボランティア活動をいう。
- (2) 市民 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 市の区域内に居住する者
 - イ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - ウ 市の区域内に存する学校に在学する者
- (3) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、地震、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他のその及ぼす被害の程度においてこれらに類する大規模な事故により生ずる被害をいう。
- (4) 災害ボランティア団体等 災害ボランティア活動を行う団体又は個人をいう。
- (5) 災害ボランティアセンター 災害の発生時において、災害ボランティア活動を迅速かつ円滑に行うため、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会が運営する組織をいう。

(基本理念)

第3条 災害ボランティア活動の推進は、次に掲げる事項を基本理念として

行われなければならない。

- (1) 相互扶助と連帯の精神に基づいて行うこと。
- (2) 災害の被災者の意向並びに災害ボランティア団体等の自主性及び自律性が尊重されること。
- (3) 災害の被災者の権利利益の保護並びに災害ボランティア活動を行う者の生命及び身体の安全の確保について十分配慮すること。
- (4) 市、災害ボランティア団体等、災害ボランティアセンター及び関係行政機関その他の関係機関の連携協力の下、行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、災害ボランティア活動を推進する責務を有する。

2 市は、市民が、災害ボランティア活動に関する理解と関心を深め、災害ボランティア活動を積極的に行う意欲を高めるため、災害ボランティア活動に関する啓発及び知識の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市民の理解等)

第5条 市民は、災害ボランティア活動に関する理解と関心を深めるよう努めるとともに、基本理念にのっとり、それぞれその実情に応じて、災害ボランティア活動を積極的に行うよう努めるものとする。

(事業者の協力)

第6条 事業者は、その事業に従事する者が災害ボランティア活動を積極的に行うことができるようにするため、それぞれその実情に応じて、職場環境を整備するよう努めるものとする。

(情報の収集及び提供)

第7条 市長は、災害ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われるため、災害ボランティア団体等、災害ボランティアセンター及び関係行政機関その他の関係機関と緊密な連携協力を図り、災害に関する情報の収集及び的確な情報の提供に努めるものとする。

(環境の整備等)

第8条 市長は、災害ボランティア活動が迅速かつ円滑に行われ、及び災害ボランティア活動を行う意欲を有する者が迅速かつ容易に当該災害ボランティア活動を行うことができるようにするため、平時から災害ボランティ

ア活動に係る環境の整備及び災害ボランティア団体等との連携の強化を図るものとする。

(人材の育成)

第9条 市長は、災害ボランティア団体等が、災害の被災者の意向を適切に把握し、迅速かつ円滑に対応することができるようにするため、災害ボランティア活動に関する専門的知識を有する人材の育成に努めるものとする。

(市の区域外における災害ボランティア活動)

第10条 市長は、市民が市の区域外の災害の被災地において災害ボランティア活動をすることができるよう支援に努めるものとする。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。